

電波法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○電波法(昭和二十五年法律第三十一号) 抄

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(無線局に関する情報の公表等)</p> <p>第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の十八第一項の登録(以下「免許等」という。)をしたときは、その無線局の免許状に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)又は第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項(第二十七条の二十二第二項に規定する事項に限る。)を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五條の規定を参酌して総務省令で定める事項を除き、インターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第二十七条の十九 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第百三条の三第一項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登</p>	<p>(無線局に関する情報の公表等)</p> <p>第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の十八第一項の登録(以下「免許等」という。)をしたときは、<u>総務省令で定める無線局を除き</u>、その無線局の免許状に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)又は第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項(第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。)のうち<u>総務省令で定めるものを</u>インターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第二十七条の十九 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否場合を除き、次に掲げる事項を第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登</p>

録しなければならない。

一・二 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第二十七項において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第十八号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第五十三条 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は第二十七条の二十二第一項の登録状(次条第一号及び第百三条の三第一項第[二]号において「免許状等」という。)に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(必要的諮問事項)

録しなければならない。

一・二 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十七項において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第十八号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第五十三条 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は第二十七条の二十二第一項の登録状(次条第一号及び第百三条の二第四項第[二]号において「免許状等」という。)に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第二号及び第三号(免許等を要しない無線局)、同条第二項(適合表示無線設備とみなす条件)、第四条の二(呼出符号又は呼出名称の指定)、第六条第七項(無線局の免許申請期間)、第七条第一項第四号(基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準)、同条第二項第六号ハ(基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準)、同項第七号(基幹放送局の開設の根本的基準)、第八条第一項第三号(識別信号)、第九条第一項ただし書(許可を要しない工事設計変更)、同条第五項及び第十七条第二項(基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更)、第十三条第一項(無線局の免許の有効期間)、第十五条(簡易な免許手続)、第二十六条の二第一項(電波の利用状況の調査等)、第二十七条の二(特定無線局)、第二十七条の四第三号(特定無線局の開設の根本的基準)、第二十七条の五第三項(包括免許の有効期間)、第二十七条の六第三項(特定無線局の開設等の届出)、第二十七条の十三第六項(開設計画の認定の有効期間)、第二十七条の十八第一項(登録)、第二十七条の二十一(登録の有効期間)、第二十七条の二十三第一項(変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十第一項(包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十一(無線局の開設の届出)、第二十七条の三十五第一項(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び

第九十九条の十一 (略)

一 第四条第一項第一号、第二号及び第三号(免許等を要しない無線局)、同条第二項(適合表示無線設備とみなす条件)、第四条の二(呼出符号又は呼出名称の指定)、第六条第七項(無線局の免許申請期間)、第七条第一項第四号(基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準)、同条第二項第六号ハ(基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準)、同項第七号(基幹放送局の開設の根本的基準)、第八条第一項第三号(識別信号)、第九条第一項ただし書(許可を要しない工事設計変更)、同条第五項及び第十七条第二項(基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更)、第十三条第一項(無線局の免許の有効期間)、第十五条(簡易な免許手続)、第二十六条の二第一項(電波の利用状況の調査等)、第二十七条の二(特定無線局)、第二十七条の四第三号(特定無線局の開設の根本的基準)、第二十七条の五第三項(包括免許の有効期間)、第二十七条の六第三項(特定無線局の開設等の届出)、第二十七条の十三第六項(開設計画の認定の有効期間)、第二十七条の十八第一項(登録)、第二十七条の二十一(登録の有効期間)、第二十七条の二十三第一項(変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十第一項(包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十一(無線局の開設の届出)、第二十七条の三十五第一項(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び

仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(電波の質)、第二十九条(受信設備の条件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができ
る無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項

仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(電波の質)、第二十九条(受信設備の条件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができ
る無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項

において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三
条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保の
ためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限
る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(電波の
発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設
備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の
指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知
等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第
百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)、
第百三条の二第一項(算定基準)並びに同条第三項(金額の定めに
係るものに限る。)及び第四項(金額の定めに係るものに限る。)

(電波利用料の額)の規定による総務省令の制定又は改廃

二〇五 (略)

2 前項各号(第三号を除く。)に掲げる事項のうち、電波監理審議会
が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会
に諮問しないで措置をすることができる。

(手数料の徴収)

第百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を
勘案して政令で定める額の手数料を国(指定講習機関が行う講習を受
ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関す
る事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試

において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三
条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保の
ためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限
る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(電波の
発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設
備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の
指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知
等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第
百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)
並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴
収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二〇五 (略)

2 (略)

(手数料の徴収)

第百三条 (略)

験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構)に納めなければならない。

一(二十四) (略)

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態(以下この項及び次条第六項において「地震等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第二百二条の二第一項各号に掲げる無線通信(当該必要な通信に該当するものを除く。次条第六項において同じ。)を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第一号、第二号、第六号、第八号又は第九号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

3 (略)

(電波利用料の徴収等)

第二百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。)から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日(以下この項において「起算日」という。)から始まる各一年の期間(無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその

一(二十四) (略)

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態(以下この項において「地震等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第二百二条の二第一項各号に掲げる無線通信(当該必要な通信に該当するものを除く。)を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第一号、第二号、第六号、第八号又は第九号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

3 (略)

(電波利用料の徴収等)

第二百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。)から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日(以下この項において「起算日」という。)から始まる各一年の期間(無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその

期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。）について、総務省令で定める算定基準に従い総務大臣が決定する金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

2) 前項の総務省令は、周波数の帯域、空中線電力、地理的条件、電波の利用に係る経済的負担の程度等を勘案し、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されるように定められなければならない。

期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

2) 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数（三千メガヘルツ以下のものに限る。）の電波（以下この条において「広域専用電波」という。）を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値を九千九百八十五万九千六百円（別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの（二、〇二五メガヘルツを超え二、一一〇メガヘルツ以下、二、二〇〇メガヘルツを超え二、二九〇メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超え二、六五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。）に係る広域専用電波にあつては六千二百十六万九千四百円、同表の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二百十

二万九千八百円、同表の六の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千九百三十三万三千百円)に乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日(無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。)が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日(無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。)の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(削る)

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日(認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波

(削る)

となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。)までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適用する。

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(同条において「電波利用共益費用」という。)の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査

二 総合無線局管理ファイル(全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。)の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促

進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四 電波の人体等への影響に関する調査

五 標準電波の発射

六 特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)

七 特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十二項及び第十三項において同じ。)

八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備(当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付

九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用

いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備

ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

5 包括免許人又は包括登録人(以下この条において「包括免許人等」という。)は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日(応当する日がない場合は、その

(削る)

前日)の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数(以下この項及び次項において「開設無線局数」という。)をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録(以下「包括免許等」という。)の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)から始まる各一年の期間(包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項及び次項において同じ。)について、第一号包括免許人にあつては五百十円(広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円)に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては五百四十円(移動

(削る)

しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額)に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。)を乗じて得た金額(当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数(特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以

後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合は、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては五百十円（広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては五百四十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在

(削る)

において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数)を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7| 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域専用電波を使用するものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の区分として総務省令で定める区分(以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。)ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数(次項において「開設特定無線局数」という。)をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間(その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間)について、一局につき二百円(その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、二百円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定

により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額(二百円)に、同等特定無線局区分周波数幅(当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域専用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。)及び基準無線局数(電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。)を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。)を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

(削る)

8 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局(その年の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。)の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数(この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零)を超えたとき又は当該末日現在において開設している特定無線局(新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。)の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数(既にこの項の規定により既存免許開設

局の数についての届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月（その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月）までの期間について、二百円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額（当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料

(削る)

の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

- 9| 免許人が既開設局の免許人である場合における当該既開設局に係る第一項の規定の適用については、当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る既開設局の各免許人が当該既開設局と特定新規開設局とを併せて開設する期間を平均した期間の当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から当該周波数の使用の期限までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該既開設局の周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

(削る)

- 10| 免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定公示局に係る第一項及び第五項から第八項までの規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」

に、当該免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数をも勘案し、無線局の種類、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」と、第七項中「一局につき二百円」とあるの

は「一局につき二百円に、当該第一号包括免許人に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第二項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種類、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額(以下この項及び次項において「特定周波数終了対策業務に係る金額」という。)を加算した金額」と、「二百円」とあるのは、「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「(二百円)」とあるのは「(二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、第八項中「二百円」とあるのは「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」とする。

(削る)

11 前項の規定にかかわらず、免許人が特定公示局の免許人であつて認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局(当該特定基地局が包括免許に係るものである場合にあつては、当該包括免許に係る他の特定基地局を含む。以下この項において同じ。)に係る第一項又は第五項の規定の適用について

3| 特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準

は、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあるのは「特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定め、た周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその使用区域に応じて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数その他の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額を国に」と、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」とする。この場合において、当該認定計画に従って開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従って開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

12| 特定周波数終了対策業務に係る全ての特定公示局が第四条第一項

用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。以下この条及び第三百三条の三第一項第七号において同じ。)に係る全ての特定公示局が第四条第一項第三号の無線局である場合における当該特定公示局(以下「特定免許等不要局」という。)に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)|の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間(以下この条において「対象期間」という。)|に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局(電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものに限る。)|を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能(以下「機能」という。)|に、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。)|及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)|現在において開設している当該特定免許等不要局の数をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応当する日までの一年の期間について、総務省令で定める金額を国に納めなければならない。

第三号の無線局である場合における当該特定公示局(以下「特定免許等不要局」という。)|に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間(以下この条において「対象期間」という。)|に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局(電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。)|を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能(以下「機能」という。)|に、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。)|及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)|現在において開設している当該特定免許等不要局の数(以下この項において「開設特定免許等不要局数」という。)|をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応当する日までの一年の期間について、当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項において同じ。)|の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有す

4| 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局に使用することができる無線設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）に対象期間に表示（第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）を付した者（以下この条において「表示者」という。）は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）前一年間に表示を付した当該無線設備の数その他総務省令で定める事項をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、総務省令で定める金額を国に納めなければならない。

る機能に応じて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

13| 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局に使用することができる無線設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）に対象期間に表示（第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）を付した者（以下この条において「表示者」という。）は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）前一年間に表示を付した当該無線設備の数その他総務省令で定める事項をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該無線設備を使用する特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額、対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数及び当該無線設備が使用されると見込まれる平均的な期間を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に依りて政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数（当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中におけるその機能の障害その他これに類する理由により対象期間において

5 前二項の総務省令で定める金額は、特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局を開設する者が受ける利益を勘案して定めなければならない。

6 第一項の規定は、地震等が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第百二条の二第一項各号に掲げる無線通信を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものの免許人等には、当該無線局に關しては適用しない。

(削る)

使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものの数を控除した数。第二十一項後段において同じ。) を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

(新設)

(新設)

14 第一項、第二項及び第五項から第十二項までの規定は、第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第二項に規定する無線局(次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局(以下この項において「国の機関等が開設する無線局」という。)を除く。)若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等(当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者)には、当該無線局に關しては適用しない。

- 一 警察庁 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務
- 二 消防庁又は地方公共団体 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第一条に規定する任務を遂行するために行う事務
- 三 法務省 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十一条の三の二第二項に規定する事務
- 四 法務省 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第三条に規定する刑事施設、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第三条に規定する少年院、少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第三条に規定する少年鑑別所及び婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)第一条第一項に規定する婦人補導院の管理運営に関する事務
- 五 公安調査庁 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)第四条に規定する事務
- 六 厚生労働省 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十四条第五項に規定する職務を遂行するために行う事務
- 七 国土交通省 航空法第九十六条第一項の規定による指示に関する事務
- 八 気象庁 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第二十三条に規定する警報に関する事務
- 九 海上保安庁 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二条第一項に規定する任務を遂行するために行う事務

十 防衛省 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三条に規定する任務を遂行するために行う事務

十一 国の機関、地方公共団体又は水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第二条第二項に規定する水防管理団体 水防事務(第二号に定めるものを除く。)

十二 国の機関 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務(前各号に定めるものを除く。)

(削る)

15) 次の各号に掲げる無線局(前項の政令で定めるものを除く。)の免許人等(当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者)が納めなければならない電波利用料の金額は、当該各号に定める規定にかかわらず、これらの規定による金額の二分の一に相当する金額とする。

一 前項各号に掲げる者が当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局(専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。) 第一項、第二項及び第五項から第十二項まで

二 地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法第二条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの(専ら前項第二号及び第十一号に定める事務の用に供することを目的として開設するもの並びに前号に掲げるものを除く。) 第一項及び第五項から第十二項まで

7| 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8| 免許人等（総務省令で定める者を除く。）は、第一項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

9| 前項の規定により前納した電波利用料は、前納した者の請求により、その請求をした日後に最初に到来する応当日以後の期間に係るものに限り、還付する。

（削る）

10| 表示者は、第四項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けて、同項の規定により当該表示者が対象期間のうち総務省令で定める期間（以下この条において「予納期間」という。）を通じて納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる。この場合において、当該表示者は、予納期間において同項の規定による届出をすることを要しない。

三| 周波数割当計画において無線局の使用する電波の周波数の全部又は一部について使用の期限が定められている場合（第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合を除く。）において当該無線局をその免許等の日又は応当日から起算して二年以内に廃止することについて総務大臣の承認を受けた無線局 第一項

16| 第一項、第二項、第五項及び第七項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

17| 免許人等（包括免許人等を除く。）は、第一項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

18| （略）

19| 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、免許人の申請に基づき、当該免許人が第二項前段の規定により納付すべき電波利用料を延納させることができる。

20| 表示者は、第十三項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けて、同項の規定により当該表示者が対象期間のうち総務省令で定める期間（以下この条において「予納期間」という。）を通じて納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる。この場合において、当該表示者は、予納期間において同項の規定による届出をすることを要しない。

11] 前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を付した第四項の無線設備の数を予納期間が終了した日(当該表示者が表示に係る業務を休止し、又は廃止したときその他総務省令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日)の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が同項の総務省令で定める金額(次項において「要納付額」という。)に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から起算して三十日以内に国に納めなければならない。

12] 第十項の規定により表示者が予納した電波利用料の金額が要納付額を超える場合には、その超える金額について、当該表示者の請求により還付する。

13] 総務大臣は、電波利用料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

14] 前項の承認に係る電波利用料が同項の金融機関による当該電波利用料の納付の期限として総務省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は、

21] 前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を付した第十三項の無線設備の数を予納期間が終了した日(当該表示者が表示に係る業務を休止し、又は廃止したときその他総務省令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日)の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が同項の政令で定める金額に予納期間において表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額(次項において「要納付額」という。)に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から起算して三十日以内に国に納めなければならない。

22] 第二十項の規定により表示者が予納した電波利用料の金額が要納付額を超える場合には、その超える金額について、当該表示者の請求により還付する。

23] (略)

24] (略)

納期限までにされたものとみなす。

15| 電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合は、納付受託者(第十七項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。)に納付を委託することができる。

16| 電波利用料を納付しようとする者が、納付受託者に納付しようとする電波利用料の額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日に当該電波利用料の納付があつたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

17| 電波利用料の納付に関する事務(以下この項及び第二十五項において「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施することができることと認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの(次項から第二十七項までにおいて「納付受託者」という。)は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

18| 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を公示しなければならぬ。

19| 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

20| 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係

25| 電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合は、納付受託者(第二十七項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。)に納付を委託することができる。

26| (略)

27| 電波利用料の納付に関する事務(以下この項及び第三十五項において「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施することができることと認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの(次項から第三十七項までにおいて「納付受託者」という。)は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

28| (略)

29| (略)

30| (略)

る事項を公示しなければならない。

21| 納付受託者は、第十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。

22| 納付受託者は、第十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を総務大臣に報告しなければならない。

23| 納付受託者が第二十一項の電波利用料を同項に規定する総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。

24| 総務大臣は、第二十一項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の例による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第十五項の規定による委託をした者から徴収することができない。

25| 納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

26| 総務大臣は、第十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところによ

31| 納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。

32| 納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を総務大臣に報告しなければならない。

33| 納付受託者が第三十一項の電波利用料を同項に規定する総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。

34| 総務大臣は、第三十一項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の例による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第二十五項の規定による委託をした者から徴収することができない。

35| (略)

36| 総務大臣は、第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところ

り、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

27 総務大臣は、第十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

28 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

29 第二十七項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

30 総務大臣は、第十七項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第十七項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第二十二項又は第二十六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十五項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第二十七項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若し

により、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

37 総務大臣は、第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

38 (略)

39 第三十七項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

40 総務大臣は、第二十七項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第二十七項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第三十二項又は第三十六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十五項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第三十七項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若し

くは虚偽の陳述をしたとき。

31| 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

32| 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。

33| 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分により、これを処分する。この場合における電波利用料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

34| 総務大臣は、第三十二項の規定により督促をしたときは、その督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるときその他総務省令で定めるときは、この限りでない。

35| 第八項から前項までに規定するもののほか、電波利用料の納付の手続その他電波利用料の納付について必要な事項は、総務省令で定める。

第三百三条の三 政府は、毎会計年度、当該年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を

くは虚偽の陳述をしたとき。

41| (略)

42| (略)

43| (略)

44| 総務大臣は、第四十二項の規定により督促をしたときは、その督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるときその他総務省令で定めるときは、この限りでない。

45| 第十七項から前項までに規定するもののほか、電波利用料の納付の手続その他電波利用料の納付について必要な事項は、総務省令で定める。

第三百三条の三 政府は、毎会計年度、当該年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、電波利用共益費用の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の電波

直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるものとする。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査

二 総合無線局管理ファイル(全無線局)について第六条第一項及び第

二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならぬ事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイル(以下「う。」)の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四 電波の人体等への影響に関する調査

五 標準電波の発射

六 特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)

七 特定周波数終了対策業務

利用共益費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備

による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備(当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付

九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用

いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備

ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他

(新設)

(新設)

(新設)

の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するためを行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

(削る)

2| 総務大臣は、前項第三号に規定する研究開発の成果その他の同項各号に掲げる事務の実施状況に関する資料を公表するものとする。

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

(新設)

(新設)

2| 政府は、当該会計年度に要する電波利用共益費用に照らして必要があると認められるときは、当該年度の電波利用料の収入額の予算額のほか、当該年度の前年度以前で平成五年度以降の各年度の電波利用料の収入額の決算額（当該年度の前年度については、予算額）に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成五年度以降の各年度の電波利用共益費用の決算額（当該年度の前年度については、予算額）を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の電波利用共益費用の財源に充てるものとする。

3| 総務大臣は、前条第四項第三号に規定する研究開発の成果その他の同項各号に掲げる事務の実施状況に関する資料を公表するものとする。

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一〇二十四 (略)

二十五 第百三条の二第三項、第四項又は第十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

15 14 (略)

(電波利用料の特例)

15 第百三条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「十

一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシ

「十一

一の向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、十一の

十一の

電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止

二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以

三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）

するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシ

下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置

を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力に

の向上のための活動に対する必要な援助

している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、

一〇二十四 (略)

二十五 第百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

15 14 (略)

(電波利用料の特例)

15 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十

一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシ

「十一

一の向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、十一の

十一の

電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止

二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以

三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）

するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシ

下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置

を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力に

の向上のための活動に対する必要な援助

している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、

よる当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局そ
 又は移動する事物の瞬時的影像及びこれに伴う音声その他の音響を
 の他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附
 送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を
 属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工
 受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、
 作物を含む。）の整備のための補助金の交付
 経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者
 に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う
 補助金の交付その他の援助 とする。

（削る）

よる当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局そ
 又は移動する事物の瞬時的影像及びこれに伴う音声その他の音響を
 の他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附
 送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を
 属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工
 受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、
 作物を含む。）の整備のための補助金の交付
 経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者
 に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う
 補助金の交付その他の援助 とする。

別表第六（第百三条の二関係）

無線局の区分

金額

一 移動 する無 線局 (三の 項から 五の項 まで及 び八の 項に掲 げる無 線局を 除く。 二の項 におい て同 (じ。))	三千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの	航空機局若しくは船舶局又はこれ らの無線局が使用する電波の周波 数と同一の周波数の電波のみを使 用するもの	その 他の もの 使用 する 電波 の周 波数 の幅 が六 メガ ヘル ツ以 下の もの	使用 する 電 波の 周波 数が 六メ ガヘル ツを 超え 十五 メガ ヘル ツ以 下の もの	空中 線電 力が 〇・ 〇五 ワツ トを 超え るも の 以下 のも の 〇・ 五ワ ツト を超 え るも の	空中 線電 力が 〇・ 〇五 ワツ トを 超え るも の	使用 する 電 波の 周波 数が 十五 メガ ヘル ツ以 下の もの	六 百 円 六 百 円 八 百 円 一 万 六 百 円 百 円 百 十六 万 百 円 千 八 百 円
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>三千メ ガヘル</p>											
<p>使用する電波の周波数の幅が百メ ガヘルツ以下のもの</p>	<p>を超える三十 メガヘルツ 以下のもの</p>										
<p>以下のもの</p>	<p>空中線電力 が〇・五ワツ トを超える もの</p>	<p>〇・五ワツト 以下のもの</p>	<p>空中線電力 が〇・〇五ワ ツトを超える もの</p>	<p>空中線電力 が〇・〇五ワ ツト以下の もの</p>	<p>使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超えるもの</p>	<p>使用する電 波の周波数 の幅が三十 メガヘルツ を超えるもの</p>	<p>空中線電力 が〇・五ワツ トを超える もの</p>	<p>空中線電力 が〇・五ワツ トを超える もの</p>	<p>空中線電力 が〇・五ワツ トを超える もの</p>	<p>空中線電力 が〇・五ワツ トを超える もの</p>	<p>空中線電力 が〇・五ワツ トを超える もの</p>
<p>六百円</p>	<p>百円 四千九 十七万 四百四</p>	<p>百円</p>	<p>一万六 百円</p>	<p>三千八 百円</p>	<p>三千八 百円</p>	<p>三百三 十六万</p>	<p>三千八 百円</p>	<p>三百三 十六万</p>	<p>三百三 十六万</p>	<p>百円 一万六</p>	

<p>二 移動 しない 無線局 であつ て、移 動する 無線局 又は携 帯して 使用する ための 受信 設備と</p>	<p>ツを 超え 六千 メガ ヘル ツ以 下の 周波 数の 電波 を 使用 する もの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの</p>	<p>九万三 千六百 円</p>
<p>三 千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものであつて、電波を</p>	<p>放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保する機能を有する</p>	<p>設置場所が第一地域の区域内にあるもの 設置場所が第二地域の区域内にあるもの 設置場所が第三地域の区域内にあるもの 四十二</p>
<p>四 千二 百</p>	<p>二万四 千七百 円</p>	<p>設置場所が第一地域の区域内にあるもの 設置場所が第二地域の区域内にあるもの 設置場所が第三地域の区域内にあるもの</p>	<p>八千二 百円</p>
<p>五 千</p>	<p>六 百</p>	<p>設置場所が第一地域の区域内にあるもの 設置場所が第二地域の区域内にあるもの 設置場所が第三地域の区域内にあるもの</p>	<p>四十二</p>

通信を行つたために陸上に開設するもの(六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)	三、千、メ、ガ、ヘ、ル、ツ、を、超、え、六、千、メ、ガ、ヘ、ル、ツ、以、下、の、周、波、数、の、電、波、を、使、用、す、る、も、の	第四地域の区域内にあるもの その他のもの	百円
	三、千、メ、ガ、ヘ、ル、ツ、を、超、え、六、千、メ、ガ、ヘ、ル、ツ、以、下、の、周、波、数、の、電、波、を、使、用、す、る、も、の	電氣通信業務の用に供するもの(電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保する機能を有するものを除く。)	六、万、四、千、三、百、円
	その他のもの	第四地域の区域内にあるもの その他のもの	八、千、七、百、円
	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの	一、万、六、百、円
	空中線電力が〇・〇一ワットを超え	空中線電力が〇・〇一ワットを超え	一、万、六、百、円

	三 人工 衛星局 (八の 項に掲 げる無 線局を 除く。)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	四十二 百円
	三千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	三百四 十九万 三千五 百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	一億五 千六百 二十万 千二百 円
	三千メ ガヘル ツを超 え六千 メガヘ ルツ以 下の周 波数の 電波を 使用す るもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超える二百メガヘルツ以下のもの	百円
	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超える五百メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超える五百メガヘルツ以下のもの	八千六 百円
	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超える五百メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超える五百メガヘルツ以下のもの	十五万 八千六 百円
	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超える五百メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超える五百メガヘルツ以下のもの	三十八 百七十 三万四 千五百 円
	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超える五百メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超える五百メガヘルツ以下のもの	一億千 六百九 十一万 円

四 人工 衛星局 の中継 により 無線通 信を行 う無線 局（五 の項及 び八の 項に掲 げる無 線局を 除く。）	六千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの	使用する電波の周 波数の幅が三メガ ヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が五百 メガヘルツを超えるもの	千円
			六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	百円 八千六 十五万
			使用する電波の周波数の幅が五百 メガヘルツを超えるもの	百円 七千七 六十万 千二百

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え五十メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区内にあるもの	千四百六十六万三千六百円
使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区内にあるもの	二億七千九百七十九万四千四百円
使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第二地域の区内にあるもの	七百三十三万三千二百円
使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第三地域の区内にあるもの	百四十六万八千八百円
使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第四地域の区内にあるもの	四十九万四千四百円
使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第二地域の区内にあるもの	一億九千万円

区内にあ るもの 二 千二 万四 百	設置場所 が 第三地 域の 区内に あ るもの 円 四 千二 百六 十七 万	設置場所 が 第四地 域の 区内に あ るもの 百円 五 千二 百	使用する電波の周 波数の幅が百メガ ヘルツを超えるも の 設置場所 が 第一地 域の 区内に あ るもの 円 四 億二 百八 十 九万 三 千五 百	設置場所 が 第二地 域の 区内に あ るもの 円 二 億百 四十 四 万八 千	設置場所 が 第三地 域の 区内に あ るもの 円 四 千二 百 十九 万 九 千 九 百
-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの 千三百四十三万二千四百円
五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツ以下の周波数を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	千八百円
六 基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツ以下の周波数を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	千円
	空中線電力が〇・〇ニワット未満のもの	空中線電力が〇・〇ニワット未満のもの	十九万二千三百円
	空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	十九万二千三百円
	その他のもの		八千三百九十 二万三千五百円

その 他の もの			
使用する電 波の周波数 の幅が百キ ロヘルツを 超えるもの	使用する電 波の周波数 の幅が百キ ロヘルツ以 下のもの	空中線電力が十キロワット 以上のもの	
空中線電力 が二百ワツ ト以下のもの	空中線電力 が二百ワツ トを超え五 十キロワツ ト以下のもの	空中線電力が 五 十 千 ロ ワ ツ ト を 超 え る もの	空中線電力 が二十ワツ が以下のも の
千円 五万九	二十万 四 千 八 百 円	三百五 十五万 六千二 百円	四億千 九百六 十一万 六千九 百円

無線局を 重放送 局、多 る無線 送をす 中継放 害対策 受信障 定する 項に規 条第五 七 第五	送をす るもの 及び多 重放送 をす るもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が二十ワットを超え五キロワット以下のもの	二十万
	送をす るもの 及び多 重放送 をす るもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が五キロワットを超え六千二百ワット以下のもの	四千八百円
送をす るもの 及び多 重放送 をす るもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千二百ワット以下のもの	六千二百円	千円

及び基 幹放送 以外の 放送を する無 線局 (三の 項及び 八の項 に掲げ る無線 局を除 く。)	八 実験等無線局及びアマチュア無線局	九 その 他の無 線局	三千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの	第三百三 条の二第 十 五項第二 号に規定 するものであつて、 五十四メ ガヘルツ を超え七 十メガヘ ルツ以下 の周波数 の電波を 使用する もの(当該 無線局の 免許人が 市町村(特 別区を含む。) であ	住民に 対し て災害情 報 等を直接 伝 達するた め に無線通 信 を行うも の であつて、 専 ら一の特 定 の無線局 (第 百三 条の二	三百円 千 百 円
----------------------------------------------------------------------------------------	--------------------	-------------------	-----------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

				るものに限る。)第十五項第二号に規定するものであつて、五十			
		他のもの	そのものが三メガヘルツ以下のもの	その他のもの	通信の相手方とするもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が超えるもの
		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	その他のもの	通信の相手方とするもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が超えるもの
			千三百円	千三百円	千三百円	四百円	四百円

		するもの		を除外するもの	
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツを超え三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第二地域の区内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツを超え三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第三地域の区内にあるもの
千二百八十万円	四百六十万円	八十六万四千三百円	四十三万八千円	九万六千八百円	三万九千九百円

放送 の業 務の 用に 供す るも の以 外の もの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区内にあるもの	設置場所が第二地域の区内にあるもの	設置場所が第三地域の区内にあるもの	設置場所が第四地域の区内にあるもの	第二地域の区内にあるもの	第三地域の区内にあるもの	第四地域の区内にあるもの	多重放送の業務の用に供するもの
下のもの	超え三十メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区内にあるもの	設置場所が第二地域の区内にあるもの	設置場所が第三地域の区内にあるもの	設置場所が第四地域の区内にあるもの	第二地域の区内にあるもの	第三地域の区内にあるもの	第四地域の区内にあるもの	

以下のもの				以下のもの				以下のもの			
設置場所が 第四地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第一地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第一地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第四地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第四地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第三地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第二地域の 区内にあ るもの	設置場所が 第一地域の 区内にあ るもの
三百四 十四万 三千四 百円	千二十 万三千 百円	千二十 万三千 百円	五千三 百円	七十一 万九千 二百円	七十一 万九千 二百円	十一万 五千五 百円	十一万 五千五 百円	十一万 五千五 百円	十一万 五千五 百円	十一万 五千五 百円	十一万 五千五 百円

備考 一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。 二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二億五千四百
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二百七十七万八千五百円
	円 二万二千	円 三万七千四百	円 一億二千五百	円 三万七千四百

- 三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域（第四地域を除く。）をいう。
- 四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。
- 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。
- 六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。
- 七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。
- 八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適

用する。この場合において、次のイからホまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 六百円

ロ 二の項に掲げる無線局 五百円

ハ 三の項に掲げる無線局 二万四百円

ニ 四の項に掲げる無線局 三千九百円

ホ 九の項に掲げる無線局 千円

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、二百円とする。

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失ふることとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

(削る)

別表第七(第百三条の二関係)

区	域	係数
一	北海道の区域	〇・〇二八八
二	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇四八五
三	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四五九〇
四	新潟県及び長野県の区域	〇・〇二三八
五	富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一六一
六	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一二〇三
七	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六五四
八	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇三九八
九	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇二一〇
十	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇六九七
十一	沖縄県の区域	〇・〇〇七六
十二	一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五六〇一
十三	五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四三九九

(削る)

<p>十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域</p>	<p>一・〇〇〇〇〇</p>
<p>十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域</p>	<p>〇・二二九五</p>
<p>十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域</p>	<p>〇・〇八二七</p>
<p>備考 別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに使用させる第三百三条の二第二項に規定する広域専用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。</p>	

別表第八(第三百三条の二関係)

無線局の区分		金額
<p>一 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線</p>	<p>空中線電波が設置場所が第一地域の区域内にあるもの</p>	<p>二千七百八十円</p>
<p>波を使用する無線</p>	<p>力が設置場所が第二地域の区域内にあるもの</p>	<p>千六百五十円</p>
<p>波を使用する無線</p>	<p>リワット設置場所が第三地域の区域内にあるもの</p>	<p>五百二十円</p>

局のうち 使用する 電波の周 波数の幅 が六メガ ヘルツを 超えるも の	以下の もの	設置場所が第四地域の区 域内にあるもの	三百十円
線電	空中	設置場所が第一地域の区 域内にあるもの	四万五千三百円
力が	十ミ リワ ット を 超 え る もの	設置場所が第二地域の区 域内にあるもの	二万四千七百円
リワ ット を 超 え る もの	設置場所が第三地域の区 域内にあるもの	設置場所が第四地域の区 域内にあるもの	八千二百円
二 一 の 項 に 掲 げ る 無 線 局 以 外 の 無 線 局	千六百五十円	千六百五十円	千六百五十円

備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）抄（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第三項及び第四項、第三十八条の二十第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十第四項、第三十八条の四十四第三項、第七章、第九十九条の二並びに第百三条の二第四項及び第十項から第三十五項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第一項第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八条の七第三項及び第四項並びに第三十八条の四十四第三項中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法

第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第三項及び第四項、第三十八条の二十第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十第四項、第三十八条の四十四第三項、第七章、第九十九条の二並びに第百三条の二第十三項及び第二十項から第四十五項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第一項第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八条の七第三項及び第四項並びに第三十八条の四十四第三項中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び相互承認

第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八條の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三十三條の二第四項中「第三十八條の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八條の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）、相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される第三十八條の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

実施法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八條の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三十三條の二第十三項中「第三十八條の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八條の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）、相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される第三十八條の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。